

令和5年度

と か ち 高 等 教 育 推 進
ま ち づ く り 会 議

* 総 会 議 案 *

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

報告第1号 令和4年度事業報告

報告第2号 令和4年度決算及び監査報告

議案第1号 専決処分の報告及び承認

議案第2号 組織の解散

議案第3号 解散に係る清算手続き

議案第4号 令和5年度予算

3 そ の 他

4 閉 会

令和4年度事業報告

1 地域発展に必要な高等教育機関の整備・充実に向けた取り組み

- ・帯広畜産大学と帯広市の包括連携協定に基づき、社会人や大学院生を対象とした人材育成、学生が主体となった地元企業との共同研究の支援などに取り組みました。

2 帯広畜産大学の整備拡充促進

- ・教育・研究機能の一層の充実など、帯広畜産大学の整備拡充に向けて、関係団体とともに、国などに働きかけを行いました。

(R4.7 十勝圏活性化推進期成会等との合同要請)

3 今後の十勝・帯広における高等教育の取り組みの在り方の整理

- ・平成23年度の方針転換（十勝大学設置促進期成会）から約10年間が経過したことから、これまでの取り組みを確認し、今後の十勝・帯広における高等教育の取り組みの在り方を整理しました。
- ・とかち高等教育推進まちづくり会議は、上記の今後の在り方の整理をもって解散することとしました。

令和4年度決算

【一般会計収入支出決算】

《収入》

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	増△減	摘 要
負 担 金	0	0	0	帯広市 0円 帯広商工会議所 0円 十勝町村会 0円
繰 越 金	1,297,000	1,296,503	△497	前年度繰越金 1,296,503円
雑 入	1,000	12	△988	預金利子 12円
合 計	1,298,000	1,296,515	△1,485	

《支出》

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	増△減	摘 要
事 務 費	120,000	10,625	△109,375	郵送料、消耗品等に要した経費
会 議 費	10,000	0	△10,000	総会等の会議に関する経費
事 業 費	1,168,000	119,195	△1,048,805	国等への合同要請に要した経費、書籍購入等に要した経費
合 計	1,298,000	129,820	△1,168,180	

収入決算総額 1,296,515円

支出決算総額 129,820円

差引総額 1,166,695円 ⇒ 令和5年度へ繰越

令和4年度監査報告

とち高高等教育推進まちづくり会議規約第5条第5項の規定に基づき、令和4年度の会計事務に関する関係書類を監査したので、その結果を報告します。

令和5年4月14日

とち高高等教育推進まちづくり会議

会長 米沢 則寿 様

監 事

高原 淳

監 事

石橋 強

記

1. 監査の結果 適正に処理されていることを認めます。

専決処分の報告及び承認

令和5年度とかち高等教育推進まちづくり会議一般会計予算について、とかち高等教育推進まちづくり会議規約第7条の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

専決処分書

令和5年度とかち高等教育推進まちづくり会議一般会計予算について、特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないので、とかち高等教育推進まちづくり会議規約第7条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月1日

とかち高等教育推進まちづくり会議 会長 米沢 則寿

令和5年度とかち高等教育推進まちづくり会議一般会計予算

総会開催前に要する令和5年度とかち高等教育推進まちづくり会議一般会計予算を次のとおり定める。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入予算の金額を1,167千円とする。

第2条 歳出予算の金額を2千円とする。

第3条 歳入歳出予算の科目ごとの金額は、下記「令和5年度とかち高等教育推進まちづくり会議一般会計暫定予算」による。

令和5年度とかち高等教育推進まちづくり会議一般会計暫定予算

〈歳入〉

(単位：千円)

科目	予算額	主な内容
繰越金	1,167	前年度繰越金
合計	1,167	

〈歳出〉

(単位：千円)

科目	予算額	主な内容
事務費	2	文書送付等に要する経費
合計	2	

組織の解散

本会議は、令和4年度第3回総会において、今後の十勝・帯広における高等教育の取り組みの在り方を整理したことから、とちち高等教育推進まちづくり会議を解散します。

解散に係る清算手続き

とちぎ高等教育推進まちづくり会議の解散に係る清算手続きを、以下のとおり行います。

- ・ 清算人に会長を選任する。
- ・ 清算手続きに係る経費を除いた残金を、負担金の負担割合に基づき、帯広市、帯広商工会議所、十勝町村会へ清算する。
- ・ 現監事に清算の内容を確認いただき、その結果を文書により全会員宛に通知する。

令和5年度予算

《収入》

(単位：千円)

科 目	本年度予算	前年度予算	増△減	備 考
負 担 金	0	0	0	
繰 越 金	1, 167	1, 297	△130	前年度繰越金
雑 入	1	1	0	決算利息
合 計	1, 168	1, 298	△130	

《支出》

(単位：千円)

科 目	本年度予算	前年度予算	増△減	備 考
事 務 費	7	120	△113	文書送付等に要する経費 7千円
会 議 費	0	10	△10	
事 業 費	0	1, 168	△1, 168	
清 算 金	1, 161	0	1, 161	帯広市、帯広商工会議所、十勝町村会への清算金 1, 161千円
合 計	1, 168	1, 298	△130	

とち高高等教育推進まちづくり会議 構成員名簿

(令和5年4月14日現在)

団 体 名	職名等	氏 名	役 員
帯広市	市 長	米 沢 則 寿	会 長
帯広市議会	議 長	有 城 正 憲	
帯広市校長会	会 長	伊 賀 真 美	
帯広商工会議所	会 頭	川 田 章 博	副会長
とち財団	理事長	金 山 紀 久	
帯広青年会議所	理事長	世 良 雄 大	
帯広畜産大学	学 長	長 澤 秀 行	副会長
十勝管内商工会連合会	会 長	石 橋 強	監 事
十勝教育局	局 長	新 山 知 邦	
十勝小・中校長会	会 長	中 村 俊 緒	
十勝総合振興局	局 長	芳 賀 是 則	
十勝地区農業協同組合長会	会 長	有 塚 利 宣	副会長
十勝町村会	会 長	竹 中 貢	副会長
十勝町村議会議長会	会 長	吉 田 敏 男	
十勝農業協同組合連合会	代表理事会長	若 園 則 明	
農業・食品産業技術総合研究機構 北海道農業研究センター	寒地畑作 研究領域長	辻 博 之	
北海道高等学校長協会十勝支部	支部長	須 藤 克 志	
北海道高等学校PTA連合会十勝支部	支部長	梶 本 直 哉	
北海道中小企業家同友会とち支部	支部長	高 原 淳	監 事
北海道中小企業団体中央会十勝支部	支部長	臼 井 呉 行	
北海道農業協同組合中央会帯広支所	支所長	山 本 和 男	

(順不同 敬称略)

とちぎ高等教育推進まちづくり会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、とちぎ高等教育推進まちづくり会議と称する。

(目 的)

第2条 本会は、帯広畜産大学をはじめとする高等教育機関を中心に、地域の特性や優位性を活かし、十勝の発展に必要な人材育成や高等教育機関の整備・充実を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会の目的を達成するための推進方策等に関する調査・研究、検討、推進
- (2) 本会の目的を達成するために必要な情報・資料等の収集
- (3) 本会の目的を達成するために必要な広報・啓発活動
- (4) 帯広畜産大学の整備拡充をはじめ、地域の高等教育機関などの整備、充実に向けた関係官公庁等に対する陳情、請願、要望活動
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 本会は、行政機関、経済団体、教育・研究関係機関、農業関係機関等、本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 監 事 2 名
- 2 役員は、総会において選出し、任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、本会の会務を監査する。

(総 会)

第6条 総会は、必要に応じ会長が召集し、総会の議長は会長があたるものとする。

- 2 総会は、次に掲げる事項を審議、決定する。
- (1) 規約の制定及び改廃に関する事
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事
 - (3) 予算及び決算に関する事
 - (4) その他会長が必要と認める事項

(専 決)

第7条 総会で決定すべき事項について特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、会長は、総会に諮ることなく事務を行うことができる。

- 2 前項の規定により事務を行った場合は、会長は、次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(専門部会)

第8条 本会の目的達成に必要な協議及び活動を行うため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、総会で決定する。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、帯広市に置き、必要な職員は会長が委嘱する。

(会 計)

第10条 本会の経費は、負担金その他の収入をもって、これにあてる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(会長委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規約は、平成27年7月27日から施行する。
- 2 この規約は、令和2年4月1日から施行する。